

## 第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成28年(2016年)6月27日(月)15:00~17:00
- 2 場 所 県庁新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 元永委員、柴原委員、梁川委員、富永委員、住本委員  
青木教育長、岩谷教育次長、西嶋幼小中教育課長  
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

### 4 会議概要

#### ■教育長あいさつ

#### ■会議の成立確認

- 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定に基づき、委員の半数以上の出席により成立

#### ■委員紹介

#### ■委員長の選出

- 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第6条第1項の規定に基づき、委員の互選によって元永委員を委員長として選出

#### ■委員長職務代理者の指名

- 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第6条第1項の規定に基づき、元永委員長の指名により富永委員を委員長職務代理者として選任

#### ■会議の公開・非公開について

- 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領の第5条第1項の規定により原則公開となっており、それに従って今回の議題等についてはすべて公開することに決定

#### ■議題

- 議題(1)平成27年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況について(委員長)

まず、本日の議事(1)でございます。「平成27年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況」について審議いたします。平成27年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況から滋賀県のいじめの取組の状況等について振り返り、成果と課題を確認していきたいと考えております。これにつきまして、まず事務局より御説明願います。

(事務局)

※「平成27年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況」について、主な施策の実施状況を説明

それでは、「平成 27 年滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況」について説明させていただきたいと思います。配布資料 1 ページ資料 1 を御覧ください。

この資料 1 には多くの事業が載っておりますが、生徒指導・いじめ対策支援室が行っている事業の中で、新規の事業や拡充した事業、特に力を入れた事業を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

滋賀県では、滋賀県いじめ防止基本方針に基づいていじめ防止等のための対策を総合的に推進しております。

まず、「いじめ防止に係る取組」ですが、7 ページを御覧いただきたいと思います。7 ページの事業の中で、昨年度より「絆をつむぐ学校づくり」推進事業を行っております。これは、各市町の公立中学校から生徒会の代表者が自分達の学校における取組について意見交換を行う機会として「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」を開催し、生徒の自主的・自立的な活動の充実を図ることを目的としたものです。昨年度は、8 月に生徒会サミットを開催し、県内 19 市町の代表生徒を含む 38 名が参加し、「いじめ問題をなくすためにわたしたちに何ができるか」をテーマに話し合いを行い「いじめをなくす三か条」をまとめてもらいました。その参加校の中から 3 名の生徒が文科省主催の全国いじめ問題子供サミットに参加し、取組を発表してくれました。「いじめをなくす三か条」につきましては、ホームページや広報紙「教育しが」等で発信するとともに、様々な研修等でも啓発することができました。

続きまして、「いじめの早期発見のための措置」ですが、8 ページを御覧いただきたいと思います。「児童生徒に対するアンケート調査や個別面談の実施」ですが、昨年度は市町教育委員会および県立学校に対し、アンケート調査にかかる調査を行い、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会で検討していただきました。調査委員会からの提言を、実際に「ストップいじめアクションプラン」に「アンケートを作成・実施する際の留意事項」という形で盛り込んで、今年度様々な機会を通じて啓発していきたいと思っております。もう既に啓発しているところもありますが、さらに啓発していきたいと考えております。

続きまして、「いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上」ですが、14・15 ページを御覧いただきたいと思います。「スクールカウンセラー活用事業・拡充事業」につきましては、昨年度小学校 15 校にスクールカウンセラーの重点配置を行い、支援の充実を図り、いじめや不登校等の問題行動の早期対応に努めてまいりました。昨年度スクールカウンセラーが直接いじめ事案に関わった件数は、小・中・高校合わせて 137 件で、そのうち 116 件、84.7%が早期対応・解決に結びついたとの報告を受けております。また、「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、学校不適応の課題が大きい小学校 17 校に、福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な視点から児童生徒支援に関する校内研修会を開いてもらったり、いじめや友人関係の問題の背景を見立てたりすることで、いじめの未然防止や早期発見につながっていると考えております。

また、19 ページを御覧ください。「生徒指導緊急サポート事業」ですが、これは、学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、県立学校や市町教育委員会等からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣し、助言をいただいたりしているものです。昨年度はいじめに関するものが 20 件あり、教員が見通しをもって組織対応することが可能となり、効果的な支援に結び付いたと考えております。

これで、「平成 27 年滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況」、特に生徒指導・いじめ対策支援室の主な事業の実施状況の説明を終わらせていただきます。

(委員長)

ただ今の説明につきまして御質問はございますか。

(委員)

15 ページのスクールソーシャルワーカー活用事業でございますが、139 校に支援ができ、中心としては学校不適應の問題に対応したということですが、具体的にはどのような学校不適應の問題に対応したのでしょうか。

(事務局)

不登校や虐待、いじめ、そういった事案にスクールソーシャルワーカーが関わり、子どもの環境改善を行ってきました。

(委員)

環境改善ということですが、スクールソーシャルワーカーが実際保護者や本人と直接関わられたのか。それとも学校の先生に対する指導・助言、研修等で活用されたのか。どちらですか。

(事務局)

両方ございます。学校に支援の方法について指導・助言、コンサルテーションを行ったり、関係機関、福祉機関とつないだりすることがございます。また、実際に保護者、子どもと対応していただいた例もございます。

(委員長)

今虐待という話がありましたが、誰からどういった意味合いの虐待なのでしょうか。

(事務局)

学校の方では、虐待の疑いがあるものについては法律で通告することとなっております。虐待とまではいかななくても、「少し様子がおかしいな、もしかしたら虐待ではないか」と疑いをもてば通告します。家庭の問題となると一足飛びに解決することがなかなか難しいので、通告した後もスクールソーシャルワーカーが関わって、学校はどう対応すべきなのか、どう関わっていくべきなのかを一緒に考えています。また、どの関係機関、福祉機関とつなぐ中で、どのようなことをお願いしていけばよいのか、学校では子どもにどのように関わっていくのかをスクールソーシャルワーカーを交えて対応を協議していくことがございます。

(委員長)

他に御質問がございますか。

(委員)

スクールカウンセラーが関わったいじめ事案のうち、84.7%が早期対応・解決に結びついたというかなり高い数字を出しておられます。スクールカウンセラーが判断して関わっているのではなく、学校または教育委員会の方が方針・計画を立てて、スクールカウンセラーに依頼したもので、学校の計画自体がうまくいったのだと思います。

(事務局)

そのとおりでございます。

(委員)

あと1点なのですが、スクールカウンセラーがいじめの案件に関わるときに、被害児

児童生徒に関わる場合と加害児童生徒に関わる場合ではかなりニュアンスが違ってくると思います。加害児童生徒に関わる場合に、児童生徒間では情報がすぐに伝わりますので、スクールカウンセラーが加害児童生徒と関わっているという情報が出回ると、他の児童生徒がスクールカウンセラーに相談しようと思わなくなるのではないかと。複数のスクールカウンセラーを配置している時に、被害児童生徒にカウンセリングする者、加害児童生徒にカウンセリングする者と分けることができれば、子どもたちも非常に分かりやすい。けれども、一人のカウンセラーが加害児童生徒と被害児童生徒ともカウンセリングしている場合、加害生徒がカウンセリングルームを出た時に非常に笑顔で良い表情をしている時は、被害児童生徒が相談したくなくなるようなニュアンスを与えるのではないかと。ただカウンセラーが関われば良いのではないので、担任や部活動顧問などが相談に乗る場合もあるだろうと思います。そのようなことについて聞ける情報はありますか。

(事務局)

具体的に加害児童生徒にどれぐらいの割合でスクールカウンセラーが関わったのかという統計はとっていませんが、今お話しされたように一人のカウンセラーが両方の役割をしなければならぬとなると、非常に難しい状況も生まれてくるものと思います。実際のところは、被害児童生徒に寄り添って被害児童生徒の心のケアという部分でスクールカウンセラーが関わることが、統計をとってはいませんが割合的には多いと思います。ただ、昨年度から加害児童生徒にも課題があるという話があり、再発防止に向けて加害児童生徒にどのようにアプローチしていくかは非常に重要なことだと思います。一人のスクールカウンセラーだけでは難しい場合、実際大きな事案が起こった時にはスーパーバイザーも入れさせてもらったりしているので、その辺りの役割分担についても、御意見もいただきながら今後考えていきたいと思っております。

(委員)

今の話に関連して、カウンセリングとケースワークは分けて考えるべきだと思います。被害者には心のケアがもちろん必要ですし、加害者にも場合によっては必要です。しかし、事実関係の情報収集を行って対応するというのと、カウンセリングとは分けて考えないといけない。それをせずにカウンセラーが抱えて行くと、カウンセリングが成立しなくなるし、ケースワークもしっかりできなくなると思います。

(事務局)

私は昨年度複数のカウンセラーが配置されている学校におりましたので、事実確認したうえで、被害者の心のケアと加害生徒の困り感、背景にあるものを含めてスクールカウンセラーにいろいろと話を聴いてもらったことがありました。お話しいただいたように、事実確認とカウンセリング、ケースワークを分けて考えていくのは大変重要なことであると考えております。

(委員)

事務局の方から非常にポイントを押さえた説明をしていただいたのですが、もっとじっくりと見せてもらいたいところです。特に「絆をつむぐ学校づくり推進事業」ですが、生徒会の代表者が自主的・自発的な活動を行うという非常に素晴らしい取組だと思います。日本生徒指導学会等でも、毎回取組に関連した発表が各ブースであるのですが、非常に効果を挙げています。この取組を推進していただくということで、大変心強く思っております。子どもたちが自分たちでいじめに向き合って、なくしていこうとする取組

は、非常に教育的な価値が高いと思っております。それと、8ページの児童生徒に対するアンケート調査ですが、アンケートをすること自体が、いじめの予防につながる。本調査委員会で昨年度時間を取っていただいたのですが、アンケート実施によるいじめ防止の効果、アンケートによる早期発見というところがポイントになるのではないかと思います。

(委員長)

御質問と言いながら、御質問と御意見を合わせていただいておりますが、他に御意見、御質問等ございましたらどうぞ御自由にお願ひします。

(委員)

先ほどの説明の中に入っていなかったと思うのですが、3ページの道徳教育のことです。「児童生徒の思いやりの心や美しいものに感動する心云々」と書いてあるのですが、非常に大切なことだと思います。道徳教育というのは、良心や共感性をもっている人には有効だと思うのですが、そうでない場合には有効ではないと思います。ではどうすれば良いかという、社会規範を教えるべきではないかと思います。子どもに「これはしてはいけない」という線引きをするような教育が必要ではないかと思います。アメリカでは学校に入った時に、最初に「してはいけないこと」を書いたものを渡すということをしているそうですが、それは重要なことだと思っております。道徳的なことも大事ですし、してはいけないことを明示することも必要であると思ひます。

(委員長)

してはいけないことに関し、何か取組について御説明はあるでしょうか。

(事務局)

県立学校、高校では、生徒が入学する前や入学する時に「喫煙や万引きなど問題行動を当然してはいけない。もしそういった行動を起こした場合には、当然反省の機会を持ってもらいますよ。特別な指導等も含めてさせていただきますよ。」ということをお頭で伝えたり、手引きのような形で渡したりして、どの学校でも説明をさせていただきます。

## ○議題(2) 平成28年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について

(委員長)

それでは次の議題に移らせていただひてよろしいでしょうか。それでは議題2に入ります。「平成28年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策」についてです。平成28年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策を見て、今年度の滋賀県の取組について確認していきたくおひます。

まず、事務局より御説明願ひます。

(事務局)

※「平成28年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策」について、今年度の滋賀県の主な取組を説明

それでは、「平成28年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策」についてですが、配布資料の31ページです。31ページの資料2「平成28年度いじめ防止の総合的な対

策の推進」という絵を御覧ください。これは、今年度の滋賀県のいじめ防止の取組を図式化したものです。

本県では、「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づいて「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進しております。特に児童生徒を一人の人格として尊重して関わり、児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるように支援していくことが大事であると考えております。

ただ、現状はどうかといいますと、真ん中あたりに「現状・課題」がございますが、御覧いただきたいと思います。平成 27 年度の全国学力・学習状況調査によりますと、「自分には、よいところがある」や「学級でみんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある」と回答した小学生 6 年生と中学 3 年生の割合はともに全国平均をやや下回っております。このことから、滋賀県では、子どもの自尊感情の醸成やよりよい仲間づくりにやや課題があるのかと考えられます。

また、滋賀県ではアンケートを含めて教員がいじめを発見した割合がまだまだ低く、誰にも相談していない児童生徒が 1 割ほどいることから、いじめを発見する教員の資質向上に係る取組や校内組織体制の充実が課題となってまいります。

さらに、いじめ問題の解決には、家庭・地域・関係機関との連携が欠かせませんが、「PTA や地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた」と回答した学校の割合は約 4 割にとどまっております。

そこで、このような課題に対し、子どもたちの活躍の場づくり、生きる力の育みを支える環境づくりという観点から「子ども自身による活動の充実」を図ることで、いじめ防止の取組を進めてまいります。

まず、大きな 1 つ目の柱として、子どもたちの自尊感情の醸成や仲間づくりの推進を図るため、「児童生徒が主人公となる学校づくり、子ども自身による活動への支援」を行っております。具体的には、児童会・生徒会活動の充実を図るため、昨年度に引き続いて「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」を開催し、サミットの取組を全市町に広げていきたいと考えております。

その他に、学級活動の充実を図る取組を進める「学級活動スキルアップ事業」、道徳教育の充実を図るための取組を進める「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」などを行っていきます。

次に 2 つ目の柱として、「教員の資質向上と校内組織体制の充実」を図るための取組を進めています。具体的には、中堅教員を対象として、教員の資質向上のために事例検討会を取り入れた「生徒指導指導力向上研修」を今年度も実施し、既に実施しておりますが、さらに裾野を広げていきたいと考えております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修が進むよう啓発していきたく思っております。

最後に 3 つ目として、「児童生徒・学校を支える関係機関のサポート体制の充実」を図っております。具体的には、家庭・地域・関係機関との連携が進むよう、今年度「ストップいじめアクションプラン」の改訂を行い、その中でそれぞれの役割についてポイントを記載して、PTA 連合会など様々な機会を通じて啓発してまいります。第三者的に児童生徒への支援を行うために、「いじめで悩む子ども支援事業」や「24 時間子ども SOS ダイアル」、「生徒指導緊急サポート事業」等も引き続き進めてまいります。

詳しい事業内容につきましては、33 ページからの資料 3 「平成 28 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策」に載せておりますので、御覧おきいただきたいと思っております。これで、説明を終わらせていただきたいと思っております。

(委員長)

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見ありましたらお願いします。

(委員)

31 ページ下段の③の3つ目「重大事態への対応」のところ、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の方針に関することです。61 ページの資料8「重大事態に係る調査実施要領」の「2 調査の目的」に、「重大事態に係る事実関係を明確にする」と明記されています。ずっと読み進んでいきますと、62 ページの「(6) ②心のケアと学校生活を取り戻すための支援を行うこと」や63 ページの「(1) ⑩当該児童生徒への支援方策や重大事態へ対処するための措置」というように支援方策という言葉が入っています。したがって、調査委員会による調査の中に「学校生活を取り戻すための支援」を実施するということがあるが、調査実施要領の「2 調査の目的」にある「重大事態に係る事実関係を明確にし、いじめの再発防止に向けて調査をする」ということとの整合性が分かりにくいと思った。学校生活を取り戻すための支援や支援方策を明らかにしていくところまで調査委員会の仕事として捉えていくべきなのか。そうであれば、調査の目的の中にそのことを書かないと、ここでは単に事実関係を明確にすることだけが調査委員会の仕事ということになってしまう。その辺の整合性について御説明をお願いします。

(事務局)

委員の御指摘のとおり、重大事態の調査、事実を明らかにしていただくことが第一義の目的であろうと思います。ただ、二次的には、法律の目的が再発防止と生徒の支援に触れているところがございますので、その調査を進めていただく中で、学校の不十分ところや、被害を受けた生徒や場合によっては加害の生徒の立ち直りのための適切な指導・支援について、報告書の中で触れていただくことはあるかと思います。第一の目的は、事実関係を明らかにして、再発防止を図ることであり、支援まで入れていくとやるべきことが広がってしまったり、目的が薄れてしまったりするので、こういう形で目的を書かせていただいています。

(委員)

先ほどの平成 27 年度の報告のとおり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがケア・支援を行い、実績を挙げてきたとありますが、そのお株を奪うように当調査委員会がそこまで実際に支援を行っていくのかということを確認したかったのです。対処するための措置、再発防止に資するまでの調査は目的として分かりますが、実際の子どもたちへのケア・支援を調査委員会が実務として行うのか、行わないのかを、明確にしてもらいたい。調査の中に支援を含むということであれば、そのことを目的の中に入れないと誤解が生じると思います。

(事務局)

調査委員会が支援をするということではなくて、「調査の留意点」として「心のケアと学校生活を取り戻すための支援を行うこと」に注目して、どういう支援をすべきかということ調査委員会の中で御指導・御助言いただきたいという意味でございます。したがって、63 ページ「(1) 報告書の記載内容」の「(1) ⑩当該児童生徒への支援方策や重大事態へ対処するための措置」にこのような当該児童生徒への支援・関わりが必要であるという御助言をいただいたことを記載し、学校が取り組むという形で考えているところでございます。

(委員)

62 ページの(6)②の3つ目「心のケアと学校生活を取り戻すための支援を行うこと」についても、「支援を行う」のではなく、「支援についての一定の助言を行う」という解釈でよろしいのですね。

(事務局)

はい。そうです。

(委員)

もう1点よろしいでしょうか。調査委員会の詳細調査についてですが、実際に重大事態が起きて調査が必要となった時に、ケースバイケースで調査する内容というのは変わってくるということがあって、調査内容は挙げられていない。しかし、調査を受ける方は学校や教員、被害者、加害者であるが、やはり当調査委員会があらかじめどのような調査を予定しているのかという一覧、項目などある程度大枠みたいものを示してあげる方が、調査を受ける側は非常に安心感が出てきて、調査をする側としても信頼関係を作っていくやすいことにつながるのではないかと。学校は何を調査されるのか分からないというように不安な状況があるかもしれないことから、ある程度の枠組を作った方がよいのではないかと。「(5) 調査内容」には4行で簡単に書かれているので、ここにこういった内容が予定されているというようなことが最大公約数で入っている方が調査として行いやすいのではないかと考えたのです。そこに縛られてしまうと必要な事実の調査ができないという恐れがあるという思いで省いておられるのかと思いますが、その辺について事務局の考えをお聞きしたいと思います。

(事務局)

62 ページの「(5) 調査内容」のところ、先程の「事実関係を明確にする」というところにも関わって、具体的に「いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したのかなど」の「など」の部分に委員から御指摘のあったことが含まれていると思います。委員の御意見のとおり、確かに事前に学校や該当者に示していくことが必要ですが、逆に「これだけしかしないよ」と言うと縛られてしまうので、このように「(5) 調査内容」のところに示させていただいております。

(委員)

具体性をもった調査内容が示されていて、これで十分であるというお考えなのでしょうか。

(事務局)

ケースバイケースで、中にはこれ以外にも調べなければならないこともあるかと思えます。

(委員)

調査される側の立場に立ちますと、子どもの目線で発言したいことがあります。子どもの目線で考えたときに、「どこまで聞かれるのだろうか。どこまで話さなければならないのだろうか」と不安があると思います。ある程度その辺のところ具体的な事柄に挙げられていると、安心して調査に応じることができる、保護者も安心できるのではないかと思います。そこは、事実関係を正確に把握するという目的からすると、そのよう



なことを書かない方が良いという御判断であったのかと思うのですが、子ども目線で考えた時に、それについてどの辺まで問われる、聞かれる、調べられる、調査されるかを明示してあげた方が良いのではないかと思います。当調査委員会は事実関係を明確にするということが目的の一番に挙がっていますので、そういうところでは詳しく書かない方が良いということになるかもしれません。しかし、31ページの平成28年度の事業計画にも、「子ども目線に立って、子どもの最善の利益の実現」とうたい文句を対策の中心のところに挙げておられますので、そういうところもある程度親切にしてあげた方が良いのではないかと思います。全部網羅できなくても、「その他必要な事項」ということで示しておけば、調査できないという事態が発生することはないと思います。

(委員)

幼小中教育課の対象に、認定子ども園など幼稚園は入るのですか。幼小中教育課は幼児教育を対象とされているか、されておられないのか。

(課長)

幼小中教育課としては、幼児教育も対象としておりますが、本調査委員会は県立学校のいじめの問題について取り扱うということですので、幼小中教育課の対象と少しねじれがあります。

(委員)

幼稚園も入っているけれども、本調査委員会の対象ではないということですか。

(課長)

対象ではありません。

(委員)

その部分を確認させていただきたかったのです。私も元兵庫県教育委員会に11年勤務させていただいていたのですが、このように1枚の絵、資料に「現状・課題」のエビデンス・数字を挙げて非常に分かりやすくまとめておられると思いました。また、委員の御指摘にありましたように、調査委員会の目的というところに確認できるようなポイントがあるのではないかと思います。それと、委員から御指摘があったのですが、実は幼児教育の中で人間関係について、幼児教育指針の中の3歳以上のところで、きまり・規範はしっかり教えなければならないとあります。幼稚園指導要領は文科省、保育教育指針は厚労省ですが、実は幼児教育で人間関係づくりの中で、きまりをしっかりと認識させていく、指導していくことが非常に大事で、よくぞ幼小中教育課という名称を付けられた、素晴らしいと思っています。予防・防止と言った時に実は幼児教育は非常に大事なところではないかと思います。

それと、子どもの自尊感情、これは「現状・課題」のところに挙げておられますが、日頃から私に御指導いただいております梶田叡一先生が「自己概念というのは、自分には良いところがあるだけではだめなのだ。未来志向性、自分にはこんな夢があるというところが大事である。」と話されています。自尊感情が強すぎて、自尊心だけ高くなるような子どもを育てたらだめでしょう。良いところがあるだけではだめだ。しっかりと自分自身の未来の夢を持っているところと、他者との関係性で得意なところがある。ここに「自分には良いところがあり、夢も持っている」という文言であれば、これを見た教職員はそういう子どもたちを育てようとイメージがしやすいと思います。よく自尊感情、自己肯定感と言われますが、ナンバー1が良いのではないのだ。オンリー1、あな

たしかない良さ、しかも夢を持っていて子どもたちを育てていくことが非常に大事ではないかと思います。

(委員)

委員のお考え私も賛成です。昨年度、本調査委員会でアンケートを検討させていただいて、そのアンケート項目の中に自尊感情を問う設問がございました。「得意なことや自慢できることはありますか」、「あなたは自分のことが好きですか」です。その他に「あなたのクラスの雰囲気は友好的ですか」や「クラスでほっとする時間・場所はありますか」など子どものストレスやクラスで置かれている状況について、子ども自身が自分で考えるセルフケア、子ども自身のストレスチェックの設問も付けていただきました。自尊感情を高める取組は昨年度も委員の先生方に考えてもらい、市町村にアンケートをとってもらったりして、このような取組をされているなと思いました。

②の「教員の資質向上に関わる取組・校内組織体制の課題」は非常に重要です。先生方が自分で子どもたちのことを御覧になって、自分たちでいじめを発見するようにと進めていることはとても良い取組だと思います。「児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるように支援する」、つまり、児童生徒自身の力で解決ができるということについて、中学校では「本人の訴えによる発見」が 23.8%で、これは子ども自身が自分で訴えることができたものです。これは、子どもとの良好な関係がなければ、訴えられないと思います。先生に言えば分かってもらえる、解決してもらえんというような学校側の取組と信頼があって、23.8%の子どもたちが主張することができる。これは、「児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるように支援する」ことの成果だと思います。

しかし、コミュニケーション力がない子どもは言いたいだけけれどもうまく伝えられない。虐待や発達障害など外的要因や内的要因で信頼関係が弱く、どんなに支援するという良い環境があっても、自分から求めていけない子どもたちが一定数いるわけです。中学校で「誰にも相談していない」という生徒が 12.3%いることについては、生徒自身の取組を支援する学校体制が少ない部分もありますが、それを行ってもやはり自己主張力の少ない子どもたちがいるわけで、「子どもをサポートする方法として教職員が発見しましょう」と伝えたいのではないかと思います。質・量ともに多い内容のA4の1枚にまとめていることもあり、文字数が少ない中で『いじめの発見のきっかけで「学校の教員が発見した」がまだまだ少ない』というような文章が入ってしまうと、やはり学校・教員サイドで監視して発見しなければならぬのかというメッセージが入り込む感じがしました。本人が訴えることは、児童生徒自身の力でいじめの問題を解決しようとしていると肯定的に評価し、さらに、問題解決できず、訴えることができない児童生徒を教員が発見できれば良いというメッセージが伝われば良いと思います。

(委員長)

質問させていただいてよろしいでしょうか。さきほど委員が 61 ページ辺りを尋ねておられたのですが、「2 調査の目的」の後半の「民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的に行うものではない」という部分ですが、どこまでが「対応」に係るのですか。

(事務局)

「民事・刑事上の責任追及や、その他の訴訟等への対応」というように考えています。

(委員長)

調査委員会が責任追及を目的に行うことはありえないのに、なぜことさらに断ってい

るのか、分からないのです。素朴な疑問としてお聞きしたい。

(事務局)

いじめ防止対策推進法ができて、文科省の方で国の基本方針を作られた時に、この調査を行うことで最終的に民事等の責任を問われるかもしれないということで、文科省が書いておられる部分がありまして、それに沿った形で書かせていただいたということでございます。もちろん、この調査自身が、民事等の責任を問うというようなことを目的に行うのは、法的な枠組みでいうとおかしい話になるのですが、そういうことにつながりかねないということで示しています。

(委員長)

趣旨は分かるのですが、責任追及の方は訴える側、訴訟等への対応という追及される側というような読み方ができなくもないのですが、そういった趣旨ではないのですね。それと、31 ページの自尊感情や仲間づくりで全国平均をやや下回り、少々課題があるというところから御説明が始まったのですが、その原因の分析や対策についてお考えはあるのか。全国平均といわれたので、全国一位二位というのはどこの都道府県なのでしょう。

(課長)

全国学力・学習状況調査の中では、福井県や秋田県が上位県になっています。仲間づくりという面では、子どもたちが体験を通じて仲間とともに学習するという体験活動を、小学校において実施していただくように市町教育委員会を通じて学校現場にお願いしているところです。

(委員長)

自分の子どもを見ていて、通っている小学校は、結構昔ながらの仲間づくりをしているという印象があって、少々意外でした。

### ○議題（3）平成 27 年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る取組について

(委員長)

次に進ませていただいてよろしいでしょうか。議題 3 でございます。「平成 27 年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る取組」についてです。

事務局より御説明願います。

(事務局)

※「平成 27 年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る取組」について、今年度の主な取組を説明

それでは、「平成 27 年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る取組」について説明させていただきます。配布資料 55 ページを御覧いただきたいと思います。

昨年度の第 4 回の調査委員会で「平成 26 年度の答申に基づく取組」を報告させていただいております。昨年度末、平成 28 年 3 月 28 日に答申をいただきました。その答申が 55 ページ資料 4 として記載させていただいております。その答申に基づいて、今年度どのような取組を行っていくかについて御説明させていただきたいと思います。

まず、この答申の中に、「平成 26 年度の答申内容について引き続き推進されたい」というような文言がございましたので、55 ページには平成 26 年度末にいただいた答申に基づく取組を挙げました。

平成 26 年度にいただいた答申には 5 つの項目がありました。

まず 1 つ目の答申「教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間を確保できるよう、校務の効率化や削減に向けた計画的な取組を進めるとともに、教員のメンタルヘルスケアにも留意されたい。」です。これに対する取組については、昨年度同様、教育委員会主催の会議や調査・報告書、教育委員会事務局員による学校訪問の回数の削減などの精選を行い、さらに教員のストレスチェックを行うなどメンタルヘルスの取組を推進して、教職員の負担軽減、ケアを図ってまいりたいと考えております。

続きまして 2 つ目の答申「県内全小・中・高校において、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが十分に活用されるような体制を早期に確立されたい。」に対する取組を説明させていただきます。スクールカウンセラーについては、昨年度は小学校 15 校に重点的に配置しておりましたが、今年度は 20 校に拡大し、配置時間も増加して小学校を中心に支援の充実を図っております。また、スクールソーシャルワーカーについても、昨年度 17 市町に配置しておりましたが、今年度は全 19 市町に配置し、配置時間を増やして、より多くの学校の支援を行っております。さらに、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用が図られるよう、各種研修会や教育委員会事務局の職員の学校訪問等で啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして 3 つ目の答申「いじめ対策委員会が組織として機能し、また、学校と地域や警察、司法、福祉、医療等の関係機関との連携が実質的なものとなるよう、各学校を支援されたい。」に対する取組につきましては、教育委員会事務局員が学校訪問を行って指導・研修を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家を活用した支援が進むよう随時学校に働きかけてまいりたいと考えております。

次に 4 つ目の答申「貴教育委員会が示した基本方針やいじめ対策が、学校現場において現にどのように受け止められ、指導や支援がなされているかにつき、十分に注意を払い、適宜、適切な指導・助言をなされたい。」に対する取組については、教育委員会事務局員が学校訪問を行って指導・研修を行ったり、管理職や生徒指導主事等が集まる会議において啓発を進めたりしていきたいと考えております。

次に 56 ページを御覧いただきたいと思います。

5 つ目の答申でございますが、「教員のいじめ対応ないし調査能力の向上や外部専門家や関係機関との人的交流等を目的としたいじめ事例検討会を開催し、これへの教員の参加を促されたい。」に対する取組について説明します。今年度も引き続き生徒指導指導力向上研修を開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した事例検討会を行ったり、経験者研修でも事例検討会を取り入れた取組を進めたりしていきます。

以上が「平成 26 年度の答申内容の実現に向けた対策」ということで、昨年度末の第 4 回調査委員会でも少し触れさせていただいた部分です。

続きまして、平成 27 年度の答申書に新たに加わった答申内容に対する取組について説明させていただきます。

『第 2 諮問事項 1 に対して「1 小学校に対し、進学に際して中学校へのいじめ関連情報の申し送りや支援の引継ぎが徹底されるよう、申し送り項目等を示した書式を作成の上提供されたい。また、情報の取得や提供にあたり、個人情報保護条例との抵触が生じないよう、指針を示されたい。』」に対する取組を説明させていただきます。小学校と中学校については、所管が市町教育委員会であることから、まず各市町教育委員会に

対して小・中学校の情報の引き継ぎの実態がどうなっているか、ニーズはどこにあるのかということについて聴き取りを行うなどして把握し、県教育委員会としてできることは何かを見極めていきたいと考えております。従来から小・中学校の連携の重要性についてはことあるごとに伝えておりますが、今年度も管理職や生徒指導担当教員等が集まる研修や連絡協議会等あらゆる機会を通じてその重要性を啓発してまいりたいと考えております。

次に「2 警察との連携は、学校にとってはその教育的機能を補完するものとして位置づけられるものであり、より慎重かつ柔軟な協働が可能となるよう、学校現場に対して連携のイメージを正確に伝えるとともに、警察との継続的な協議をもたれたい。」に対する取組について説明します。従来から「学校と警察の連絡制度」により、子どもたちの健全育成のために学校と警察が協働して指導・支援したり、滋賀県学校問題行動対策連絡会議（いわゆるスパック会議と呼んでいるもの）で、県教委と県警の情報共有を図ったりして連携を深めております。今年度は、各市町・各学校と警察との連携の実態について聴き取りを行うなどしてさらに詳しく把握し、それを元に県教委と警察の話合いの機会をもって、より良い連携の在り方についてさらに意見交換していきたいと考えております。なお、学校と警察の間で、顔の見える関係づくりが進むよう、今年度も管理職や生徒指導担当教員等が集まる研修や連絡協議会等あらゆる機会を通じて、これも啓発してまいりたいと考えております。

次に「3 定期的ないじめアンケート調査においては、いじめの発見と同時に、ストレスチェックやセルフケアの機能を持たせることができるよう、アンケート項目に工夫をされたい。」に対する取組ですが、別添の「ストップいじめアクションプラン」を御覧いただきたいと思っております。昨年度委員の方々の御意見をいただいて、一部「ストップいじめアクションプラン」の追加・修正をさせていただきました。この中で38ページを御覧いただきたいと思っております。「ストップいじめアクションプラン」につきましては、本年5月に改訂を終えておまして、既に全市町教育委員会、全県立学校に送付し、教育委員会のホームページにも掲載をしております。38・39ページには、昨年度の調査委員会からの提言を基にして「いじめに係るアンケート作成・実施上の留意事項」という形で盛り込んでおります。これにつきましても、管理職や生徒指導担当教員等が集まる研修や連絡協議会等あらゆる機会を通じて既に啓発しているところもありますが、今後も啓発し、アンケートの改善に役立ててもらおうようにしております。今後もこれに留まることなく、よりよいアンケートの在り方について考えてまいりたいと思っております。

最後に『第3 諮問事項2に対して「1 いじめ調査マニュアルを作成の上各学校に提供し、研修を実施されたい。」』に対する取組ですが、先程申しましたように、これも「ストップいじめアクションプラン」の40ページ以降に付けさせていただいております。これについても、管理職や生徒指導担当教員等が集まる研修や連絡協議会等あらゆる機会を通じて啓発しており、参考にしてもらうように伝えております。学校訪問させていただいた中では、早速、『「ストップいじめアクションプラン」の調査マニュアルを使って職員研修を行った。分かりやすく活用しやすい。』という声を聞いているところもございますので、さらにそのような学校が増えてくるように啓発を進めてまいりたいと思っております。

以上で「平成27年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る取組」についての説明を終わらせていただきたいと思っております。

(委員長)

御質問、御意見がありましたらどうぞお出してください。

(委員)

資料 55 ページの第 1 の諮問事項 1 ③「いじめ対策委員会が組織として機能し、また、学校と地域や警察、司法、福祉、医療等の関係機関との連携が実質的なものとなるよう、各学校を支援されたい。」についてです。私が多少関わった案件では、教員委員会まではいじめに対する取組姿勢は随分浸透していると思っておりますが、各学校においては、意識的か無意識的かは分からないが、以前虐待を虐待でないという見方があったように、いじめでないという視点でいじめを見ておられるのではないかと。そうすると、いじめというような姿で見えてこない。だから、何らいじめ対策という必要性はないという対応をされている学校現場もないことはないのではないかと気がします。したがって、各学校や教育委員会に対して指導等をされているとは思いますが、さらにもう一歩各学校の姿勢を確認していただきたい。要は疑わしきものはいじめという視点で見直してみる姿勢が心細い気がしています。「うちの学校ではいじめは起きていない」という視点で物事を見られていると、いつまでもいじめは発見できない。結局重大な事件が起きてから慌てることになると思います。その辺のところ、各教育委員会から各学校現場に指導がされている状態であれば良いと思いますので、もう一度すべての学校に県教委の考えや指針が浸透しているのかどうか注目していただければ、ありがたいと思いました。

(事務局)

今、委員が話されたように、教育委員会の方では意識が高まっているけれども、各学校の方はどうか、その辺をもう一度チェックしてもらいたいということですので、県立学校のみならず各市町教育委員会につきましても再度連絡して、いじめの定義を再確認する中でチェックしていただくように御案内させていただきたいと思っております。

(委員)

学校訪問で直接指導されることはあるのですか。

(事務局)

緊急の場合もありますし、計画的に訪問させていただくこともございます。

(委員長)

他にどうでしょうか。

(委員)

いじめという言葉でひとくくりにされているのですが、思春期特有のいじめと犯罪性のあるいじめとは、加害行為の内容も、加害者の本質も違いますので、同一延長線上で議論すべきものではないということは前にも申し上げたと思っております。たびたび社会問題化しているいじめというのは、犯罪性のあるいじめなのです。子どもが死にいたるようないじめはほとんどすべて犯罪性があると見て間違いがないと思っております。資料全体を見て感じることは、思春期特有のいじめに軸足が置かれていて、犯罪性のあるいじめに対する記載が乏しいし、どうしたらよいという方法論も書かれていない。「警察との連携を深める」という記載に留まっています。もちろん思春期特有のいじめも大事なのですが、もう一つの軸足を犯罪性のあるいじめに置かないと、せっかくいじめ対策を行っても、ポイントがずれていると労多くして功少ないということになってしまうと思っております。ではどうすればよいかというと、前にも申し上げたように、犯罪性のあるいじめというのはエビデンスに基づいた対策というのが有効で、海外の知恵を取り入れ

る必要があると思います。警察との連携を実効性のあるものにしていくための制度設計が要ると思います。具体的にはスクールポリスの話になっていくと思います。これはまだこれからの課題で、現時点ではこういった「ストップいじめアクションプラン」等に記載できるところまでいっていないのだと思いますが、今後の課題として一番重要と想っています。

(委員長)

事務局何かございますか。

(事務局)

スクールポリスについては昨年度も委員から御意見いただいたかと思います。海外ではスクールポリスが学校に入っているところもあると存じております。スクールポリスをどうしていくかをまだまだ検討していくところがあり、警察との関係もあるので、警察とも話をしながら、もし導入するならばどういう形で取り入れていけるのかを含めてこれから研究していきたいと思います。

昨年度もお話しさせていただいたように、学校によって多少差はあるとは思いますが、各学校ともかなり警察との連携は深まっており、何もなくても担当者が定期的に警察を訪問して話をしたり、中学校や高校の生徒指導の担当や管理職の集まる会議に所轄・地域の警察の方が来られて情報交換をする交流は、学校と警察の連絡制度に基づいてかなり活発になってきています。従って以前のように学校に警察が全然関与しないということはないと思います。

(委員長)

他にございますか。

(委員)

文科省は暴力行為等、犯罪行為等について事例を挙げて説明していますが、例えばプロレスごっこなどが法律に抵触して罰金をとられることがあるなどを子どもが知ることにより、いじめ防止につながるがあります。「ストップいじめアクションプラン」の理論編、実践編、資料編とこれだけ揃えているので、まさに活用の手引きを挙げて、あと奥付を付けて、犯罪行為等のところも充実させていただいたらもっと良くなります。例えば、滋賀県教育委員会の生涯学習課は、専門家も入れて自然体験活動のマニュアルの奥付を付けて、発信されています。これだけのものを作っておられたら、発刊番号をとられて出されたら、非常にいじめ防止の効果が大きいのではないかと思います。犯罪性のあるいじめ事案についても、文科省の発信方法も加味していただくと、「ストップいじめ」という非常に大きなメッセージになるのではないかと思います。本調査委員会には非常に素晴らしい先生方が揃っておられるので、「ストップいじめアクションプラン」は毎年改訂して良いものが出来ていっていると思います。

(委員長)

他にございますか。

(委員)

「ストップいじめアクションプラン」を市町に渡すことで、これを県教委がどれだけ熱心に、真剣に、専門的知識をもって、時間をかけて練って作ったのかということは、市町教育委員会の方なら分かると思います。先生方は熱意があって教育に燃えておられ

るけれども、先生方が御苦勞されていて、負担も大きく、ストレスがかかっている。学校は認める、認めないにかかわらず、一つの社会だと思います。先生もその一員で奉仕者です。先生方の中には、社会性が得意な方、コミュニケーションが得意な方もいれば、苦手な方もおられます。文系が得意な方、理系が得意な方もいて、年齢層も幅があります。先生方の中にも人間関係で苦勞されている方もおられます。その状況を児童生徒は見ているわけです。大人の社会でサポートはどうなっているのか、ピアサポートはどうか、校長・教頭のサポートはどうかを子どもたちは見ていると思います。それを見て、子どもは大人をモデルにして、「先生もやっているのだから、子どももやってほしいな」ということが出てくると思います。大人社会の中でできていないことを、いくら言葉で「やれます。やります」と言っても、耳から聞いたことより、目で見えたものの方を情報として信じるので、それができている学校、できていない学校によって子どもの信頼感、相談力に影響していくと思います。

そういう意味で、先生方のメンタルヘルス、その手段としてのストレスチェックの重要性を答申に書いています。先生方は自分たちのセルフケアをすることで、同じ目線で子どもたちを見ていく。逆に子どもたちのメンタルヘルスを見ていくことで、自分たちのメンタルヘルスを振り返ることができる。これは、チェック項目が同じだからなのです。学校や社会全体のメンタルヘルス、健康度を上げていくことによって、やればできるのだと意欲をもって、大人と子どもがともに協力しあいながら、ただ掛け声だけではなく、具体的な行動を通してやっていけるようになると思います。そういうことができてくるようになれば、改善してきて、先生それぞれが力をつけていく。社会としての学校が分かりやすく、シンプルになればなるほど先生が学校全体を把握し、理解しやすくなる。そうすると、さらにサポートしなければならない生徒や先生を把握しやすくなると思います。

また、委員が話されたように、思春期特有の犯罪と人格の異常による犯罪は明らかに違うので、人格障害の方は、環境を整えていっても解決していかないのです。100人のうちリスクのある人が10人程度とすれば、10人のうち9人までは改善するけれども、1人は残る。どんなに頑張っても1000人のうちの1人は残っていく。残った人に、受け身で見守るのではなく、積極的に関わっていく必要がある。

その積極性の一つとして、1000人に1人くらいは警察との連携が必要になってくるのではないかという気がします。警察に行って警察官に話をしてもらえれば言うことを聞くというようなレベルではなく、何ができて、何ができないかという連携です。児童相談所は職権で児童虐待を扱えるし、警察は職権で逮捕ができる。警察と連携する際に、当該の児童生徒に職権を行使するのか、それとも任意相談なのか。そのところについて、その組織の権限をしっかりと理解していないと、職権として使えるのか、使えないのかということが分からなくなる。市町の事案に関わらせてもらった時に、職権を使うケースではないのに学校が警察に相談されて、警察には「相談するな」と言われたので、警察に言っても相談にのってもらえないのではないかという話を聞きました。これは職権と任意相談をごちゃ混ぜにしたケースだと思います。機関連携をする際に、自分が関わった児童生徒についての相談がうまくいったのか、いかなかったのかで大きく変わるような気がします。また、校長や市町教育委員会の指導主事の方、担当者が職権か任意相談かという知識がなければ、学校から相談を受けた時に説明できない。「これは相談しても、警察の仕事ではないから無理だ。このことで困っていたら相談するべきだ。」という整理ができるような情報を管理者は持っていなければならないという気がします。



(委員)

最初に社会規範という話をさせていただいたのですが、犯罪をすれば処罰されるというのは最低限の社会規範の一つだと思います。良心や共感性を持っている子どもも、持っていない子どもも、子ども時代に最低限の社会規範を刷り込むことは非常に大事なことでないかなと思います。エビデンスの話をしました。実際アメリカではスクールカウンセラーが介入してもあまり効果がなかったものが、警察が入ることで問題が一気に解決したというエビデンスがあるのです。それも、犯罪をすれば処罰されるという社会規範が浸透したことが功を奏したのではないかなと思っています。

(委員長)

他にございますか。

(委員)

55 ページの③・④に関わるのですが、「ストップいじめアクションプラン」の理論編と資料まで作成していただき、御尽力に敬意を表したいと思います。さらに実践編というのを作っていただければありがたい。例えば、アクションプランの13 ページに⑥「いじめを受けた児童生徒が緊張して教室に戻れない場合に、学習の保障に努める」、⑦「主席停止等の措置を検討する」、14 ページにも加害者に対して指導を行うということがたくさん出ています。研修の中で、知識を伝えて理解してもらうことよりも、具体案みたいなものを研修のグループ内で考えることが実際あるのか。例えば、本当に学校現場の中で学習の保障がどこまでできるのか。そのために必要なことは何なのか。加害者が深く反省し、繰り返さない指導は本当にできるのか。事案があった時にスクールカウンセラーに1・2回関わってもらったり、スクールソーシャルワーカーが1・2回訪問したりしただけでそうなるのか。そういうところを実際学校がどこまでできるのか。それで十分なのか。十分でないのならどうすれば良いのか。そういった実際の具体的な研修、ワークショップ的なことをやらないと、「早期発見します」や「学習の遅れを取り戻すために学習の保障に努めます」というような抽象的な答えは学校現場から返ってきますが、実際事件が起きてしまって、なぜそれを発見できなかったのかというところが問題となってきます。本当に具体的で実践的な学習・研修ができているのかどうか。事件が起きてしまった時に、どのように加害者に自覚を促し、支援を実現するのか。抽象的には「こういうことをします」というものが挙がってきますけれども、本当に安心して被害者が生活・学習できる環境をどのように作るのか。同じ学校の中で被害者と加害者がいるわけなので、本当に安心して学習できる環境がどうすれば保障できるのかなどたくさんあると思います。だから、学校現場で困っておられること、実際そうしたいということはいろいろ挙がってきても、どうすればできるのか、どこまでやれば良いのかということを実践現場の方は分かっていないのではないかなと思います。そういった実践的な取組、ワークショップ的な研修もぜひとも取り入れていただけるとありがたいと思いました。

#### ○議題（4）平成28年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動について

(委員長)

続きまして、議題4「平成28年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動」についてです。事務局より説明願います。

(事務局)

※「平成 28 年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動」について、今年度の活動予定を説明

57 ページの資料 6 を御覧いただきたいと思います。そこに「平成 28 年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動予定」ということで記載させていただきました。

今年度は、昨年度よりも回数を 1 回減らさせていただいて、2 回目は 11 月、3 回目は 3 月に開催予定で、3 回目はもう少し早い時期に開催させていただくかもしれません。このような予定で開催したいと思います。

委員からお話がありました具体的な対応ですが、ケースバイケースで、重大事態の実施要領もそうでしたが、どこまで聞くのか、どこまで学校が対応するかということを経済委員から明示するのが非常に難しいところがございます。今年度いろいろな取組を行い、第 2 回目にその中間報告のような形で報告させていただいたり、平成 27 年度の生徒指導上の諸問題調査等の結果も報告させていただいたりしながら、委員の方々からも御意見いただきたいと思っております。3 回目を 3 月あたりに、今年度を振り返ってという形で実施を予定しております。

(委員長)

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ありましたらどうぞお願いします。

(委員)

これは重大な事案が発生した場合は別枠で招集があるということですね。

(事務局)

そうでございます。

(委員長)

それではよろしいですか。予定していた 4 つの議題は以上になりますが、他に何かこの場で話しておきたいことはございますか。

最後に、本日の委員会の議事録についてですが、議事録(案)を作成いたしまして、みなさまにも確認していただいたうえで、公表させていただくということになりますのでよろしく確認をお願いします。

それでは、今年度の第 1 回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の審議を終了いたします。

お疲れ様でした。

それでは事務局の方に進行をお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。大変御熱心な御討議をいただきまして、本当にありがたく思っております。いただきました御意見等を含めまして、また活用していきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。